

Title	近世初期の失業対策と就業権論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.1 (1931. 1) ,p.1- 50
JaLC DOI	10.14991/001.19310101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310101-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310101-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

謹賀新年

昭和六年元旦

慶應義塾御用達

秋山洋服店

三田豊國銀行横 電話三田(45)三七九二

謹賀新年

昭和六年元旦

慶應義塾御用達

中央洋服店

三田白十字並ビ 電話高輪(44)七三一

三田學會雜誌

第二十五卷

第一號

近世初期の失業對策と就業權論

高橋誠一郎

原始的資本主義に在りて、最も重要な意義を有したるものは利子徴收貸付なり。洵に利子徴收貸付は封建的富を町人的富に變成せしむるに際して重大なる役割を演出せるものなり。而して先づ新興資本階級によりて搾取を受けたるものは貧民階級に非ずして、靈俗兩界の貴族なりき。中世に於ける歐洲の經濟組織は、未だ土地を離れたる多數の貧民を資本家の搾取に委せしむるに至らず。西歐

第二十五卷

(一)

近世初期の失業對策と就業權論

第一號

一

諸國は其の國內の鑛坑よりして、多量の貴金屬を産出することなく、其の農民は、富の大蓄積を得せしむるまでに、地代の形態に於いて生産の増加を來さしむることなく、又工業の生産力も猶ほ急速なる利潤の増加を生ぜしむることを得ざりしが故に、軍事的掠奪と不對等なる貿易とは又歐洲の資本主義的發達に取りて必要缺く可らざる條件なりき。

斯くして流入し來れる外國の物産、殊に織物の類を模倣せんとするの舉は起れり。吾人は早く第十三世紀の交に於いて希臘の捕虜によりて作業せられつつある機場をパレルモに於いて看出すなり。一度、製品の模倣に成功するや、商人等は自由勞作者、詳言すれば、ギルドの強制若しくは封建的勤務によつて其の勞働の提供を妨げらるゝことなく、又生産手段の所有によつて自己の勞働力を販賣するの必要を免るゝことなき勞作者の存在を看、而して彼れ等の勞働が奴隸の其れに比して、生産力大にして、而も失費少なきを看出せる時、彼れ等は臆がて原料品を輸入し、國內に於いて雇傭勞作者をして之れに加工せしむるを以つて有利なりと做すに至る。工業資本は既に商業資本よりして其の發達を見つゝあるなり。英國人は

フランダトスを範として自國內に於いて羊毛の加工を開始せり。

然れども英國の羊毛は自國に於ける羊毛工業の原料として加工せらるゝよりも、海外に於て多く需要せらるゝに至り、先づネザラントに於いて其の主たる市場を看出し、第十五世紀末には伊太利亞及び瑞典に輸出せらるゝことゝ爲れり。一千四百五十一年以前に著はされたる法學者サー・ジョン・フォアレスキュー (Sir John Fortescue) の *Comodytes of England* は英國々土の全部に貿易の利益を與へたるものとして河川及び要港の二者を擧げ、而して後、之れに加ふるに其の土壤が牧羊に適すること、並びに既製の毛織物の存することを以つてせり。(The third comodyte of this land ys that the grounde thereof is soo good and comodyous to the shepe, that beare so goode wolle, and soo plentyous thereof that all the merchands of two londs may not by that one merchandyz. The fourth comodyte that the comones have with in hem ys wollyn clothe reidy made at all tymys to serve the merchants of any two kingdomys. Chrysteneye or hethynnye.) (The Works of Sir J. Fortescue, ed. by Lord. Clement, 1869, I. p. 55r.)

ヘンリー七世及び其の後繼者の治世下に在りて、牧場の増加は農場を犠牲とし



て行はれたり。耕作は衰頹し、田園の業務は缺乏を來し、一定の町村は疲弊するに至り、新たに失職の機會を醸成するに至れり。ソーロールド・ローダーズ (James F. Thorold Rogers) に従へば、第十五世紀及び第十六世紀最初の四分の一期は、勞働者の收得する賃銀を生活必需品の價格と比較するならば、其の購買力は著しく大にして、實に英國勞働者の黄金時代と稱し得可きものなり。「如何なる時代に於いても、賃銀は、比較的に云へば、斯くの如く高きことなく、又、如何なる時代に於いても、食物は斯くの如く低廉なることなりき」。(Six Centuries of Work and Wages. The History of English Labour, 7th ed., 1903, p. 326.) 然れども斯くの如きはジェームズ・リーサム (James Leatham) の所言の如く、單に賃銀の購買力に關してのみ認め得る所にして、毫も失業に關説する所なきものなり。(Sir Thomas More, the First English Collectivist, p. 46.)

外國貿易の發達及び國內交易の進歩は又、民族的國家を強固ならしむるに資せり。政權の集中は資本主義的生産方法の初期に於ける商品生産に取りて經濟的に必要なるものなりき。封建の貴族は今や宮廷の貴族と化せり。封建的貴族の家臣従者の解散は又、失業者の群れを増大せずんば已まず。基督教國の統一は解離して、國際的爭覇戰の時代は來れり。廢兵の群れは又、屢々不安なる社會の上に放たれざるを得ず。

サー・トーマス・モリアの「ユートピア」は、一面に於いて、當時の歐洲、殊に英國に於ける失業者の簇生に促されて起稿せられたるものとも稱するを得可し。(三田學會雜誌第二十四卷第八號所載拙稿「ユートピア管見」参照)。モリアの時代に於いては、多數者の失業は、各地に於ける盜賊の發生増加と爲りて現れたり。時代の俗論は、極貧の境涯に在る者を以つて、彼れ等が勞働を敢てするの意志なく、殊更らに遊惰無頼なるに由るものなりと觀たり。(De optimo reip. statu, deque noua insula Vtopia, libellus vere aureus, Nov. 1518, p. 36.) 而もモリアは斷じて斯くの如き解釋を許すものに非ず。彼れを以つて觀れば、當時の社會は、實に安逸遊惰を望む者のみならず、自ら働くの意あつて、而も働くに能はざる多數の人民を製造しつゝあるなり。先づ第一に、國家及び國王の爲めに生命を賭して戦へる兵士が、不具廢疾者と爲りて、最早従前の職業に就くこと能はず、又、新たな職業を習得するが爲めには餘りに

老境に入れる者の存在を思はざる可らず。第二に、其の借地人の労働によつて懶惰放逸の生活を送るを以つて満足せず、土地の實價以上に其の地代を引上げて、彼れ等の肉を殺ぎ、骨を削りて餘す所なき多數者の存在を看逃す可からず。而して彼れ等は其の背後に、糊口の資を得可き何等の技術をも學べるとなき懶惰無爲の從者の多數を従へつゝあるなり。是れ等の人々は其の主人を失ふか、又は自ら病める時は直ちに放逐せらるゝの常なり。第三に、特に英國の場合には、此の國に於ける資本的牧畜業の發達は、農業を破壊し、食料を騰貴せしめ、而して緬羊は少數者の手に占有せられて、羊毛の價格も亦騰貴し、之れを原料として織物を製造し來れる貧民は、今や全然之れを仕入るゝこと能はざるに至れるの事情を觀ざる可らず。(ibid., pp. 36-41.)

而してモリアは之れが對策を講じて曰く、農場及び農場建築物を破壊する者には之れが再設を命じ、然らざれば之れを再設せんとする者に其の所有を交付す可きを命ずる法規を制定し、富者の買占を抑制し、農業を回復し、羅紗製造を復活せしめよと。(ibid., p. 41.) (大正九年版拙著「經濟學史研究」九四—一〇一頁參照。)

## 二

失業問題は當時歐洲の各地に於いて最も痛切に感知せられたる焦眉の問題なり。之れが對策は幾多の地方に於いて討議せられたり。一千五百二十年、マルチン・ルーテルは其の *An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung* に於いて乞食の禁止を以つて當時に於ける最緊要事の一なりと主張し、「吾人にして若し十分なる勇氣と熱誠とを有せんか、凡ゆる町が自己の貧民の爲めに備ふ可きことは施行容易なる規律たる可し」と宣言せり。(H. Wiskemann, *Darstellung der in Deutschland zur Zeit der Reformation herrschenden Nationalökonomischen Ansichten*, 1861, S. 57.)。而してアウグスブルグ、アルテンブルグ及びニュルンベルグは一千五百二十二年に原則として乞食を禁止せんとせり。ルーテルは一千五百二十二年ライスニッヒ(ライスネック)市民の招きに應じて、教會の改革と同時に、貧民救濟の方策を建てたり。彼れは「神聖且つ一體なる三位の名に於いて共同金庫に對する指令を規定して下の如き原則を樹立せり。曰く、町若しくは村に於ける我れ等の教區に在りては、乞食は男女共に許さる可きに非ず、蓋し老齡又は疾病によつて

惱さるゝことなき者は勞作するが、然らざれば當局の力を借りて我れ等の教區、町及び村よりして一様に放逐せられざるを得ざるが故なり。然れども、我れ等の教區に在る不慮の出來事によつて貧困なる者若しくは疾病又は老年の爲めに仕事を爲すこと能はざる者は共同金庫よりして相當の資源を與へらる可きものなりと。(Ordnung eines gemeinen Kasten—Werke von P. Pietsch, Bd. XII.)

一千五百二十五年一月十五日、ウルリッヒ・ツィングリイ(Ulrich Zwingli)は「救恤に關する指令及び條目」を發し、男女孰れを問はず、是れまで奢侈遊惰の裡に其の目を送り、而して勞作することなくして旗亭、飲場及び評判良しからざる常場所を屢々訪れんとすること明かなる者其の他一定の貧民が救恤を與へらるゝことなきを規定すると同時に、是れまで終日勞作し、誠實に自己を維持せんことを努め、放埒なる生活によりて其の資産を蕩盡せるに非ずして、而も神の攝理によりて、戰役、火災、饑饉、事變、子澤山、老年若しくは他の虚弱の故を以つて自己を維持するが爲めに最早勞作し得ざるに至りたる敬虔有徳なる町民及び村民に救助を與ふ可きことを述べ、而して總べての慈惠院講團の收入(特殊の目的に奉獻せられたるものを

除き)並びに總べての僧院及び寺祿の所得は救貧基金に加へらる可きことを規定せり。(Mörkeler, Ulrich Zwingli, 1867-69, S. 252 ff.; F. R. Salter, Some Early Tracts on Poor Relief, 1926, pp. 99 ff.; Wiskemann, a. a. O., S. 73, 74.)

之れと時を同じうしてフランダーズのイーブル町は乞食を抑壓し、苟も勞作し得る貧民に對しては悉く職を與へんことを企圖し、一千五百十五年の效力なき沙汰書に代ふるに一千五百二十五年十二月三日に其の端を發したる更らに整然たる計畫を以つてし、終に同二十九年十二月三日に至り乞食に對して峻嚴なる刑罰を規定せる布告の發布を見たり。而してメンディカント教團は之れに對して平かなる能はず、一千五百三十年十二月二十八日にジャン・クロキユイ(Jean Croquis)及びジャック・パス(Jacques le Passe)によりて提起せられたる告訴に對して巴里大學神學部(La Sorbonne)が其の翌三十一年一月十六日に下したる判決は、條件を附して、イーブル町の計畫を是認せるものなり。(G. Ratzinger, Die Volkswirtschaft in ihren sittlichen Grundlagen, 1881, S. 443-444; Salter, op. cit., pp. 76-78.) 而して此の町の救貧計畫は一千五百三十一年末 Forma subventionis pauperum quae apud Hyperas Flandrorum

urbem viget, universae Reipublicae Christianae longe utilissima. と題して世に公にせられたり。此の書はウィリアム・マーシャル (William Marshall) によりて英譯せられ The Forme and Maner of Subvention or Helping for Pore People devysed and practysed i the Cytie of Hypes in Flanders which forme is auctorised by the Emperour and approved by the Facultie of Divinitie in Paris. の題下に、讀者に寄する驚く可き惡詩と彼れを寵遇すること大なりし王妃アン・ブリン (Anne Boleyn) に献じたる序文とを添へて、一千五百三十五年に出版せられたり。

## 三

何等徴す可きの資料存せざるに拘らず、往々にして前掲イープル町の計畫に對して示唆を與へたるものに非ずやと推定せらるゝ人に、西班牙の人本主義者ファン・ルイス・グイヴェイス (Juan Luis Vives) 又の名、ルドヴィコス・グイヴェス (Johannes Ludovicus Vives) あり。彼れは一千四百九十二年、ヴァレンチアに生れ、巴里に於いて哲學を學べるも、スコラ哲學の空虚なる屁理窟に愛想を盡かし、一千五百十四年、フランダースに移り、ルーヴァンに於いて古典の研究に没頭し、次いで一千五百二

十三年、英國に移住し、樞機員ツールズイ (Thomas Wolsey) によつて牛津に新設せられたる修辭學の講座を擔任せしめられたる人なり。彼れはサート・トーマス・モリアと共に屢々チエルシイに滞在せり。彼れは後にブルデューズの市長と爲れる友人 Ludvig van Praet の需めに應じて彼れが一千五百二十四年に起稿し、同三十二年、里昂に於いて上梓せる *De subventione pauperum libri duo.* によりて經濟思想史上の人物と爲ることを得たり。

グイヴェイスの著「貧民救助論」は當時西歐諸國に於いて次第に勢力を得つゝある救貧問題に關する新思想を代表せる點に於いて記憶せらる可きものなり。此の書は一千五百二十六年一月六日附を以つてブルデューズのコンサル及びセネートに献本せらる。本書は二編に分たれ、第一編は私の慈善に關するものなるも、別に新味あるものに非ず。第二編は公の慈善に關するものにして、本書の價值は主として此の部分に存す。

著者の言ふ所に據れば、貧民を輕蔑して、富者のみに注意する者は、恰も手足が心臟を去ること遠きが故に、其の疾患を療治せんとせずして、全身に非常なる危険を



及ぼさしむる醫師の如きものなり。貧民を等閑視するは、臆がて有力なる人民に危険を與ふるの結果を來さざるを得ず。蓋し貧民は其の窮迫に驅られて往々にして偷盜と化するが故なり。彼れ等は彼れ等自身よりも富裕なる者を嫉妬し、富者が鬻間、犬、妾、騾馬、馬及び象を養ひ得る餘分を有するに拘らず、彼れ等に在りては其の飢えたる幼兒に對して充分なる食料を與ふることを得ず、彼れ等は富者が貧民及び之れに類する者より奪ひたる富を傲慢不遜なる態度を以つて妄用しつゝ、あることを憤慨し、激しく愁訴するなり。グイヅェスは斯くの如きを以つてグラッコス兄弟及びカチリナが内亂を煽動したる際に其の口實と爲れる所のものと觀而して更らにインクラテースの雅典の文明に關する Areopagita と稱する演説の章句を引用す。彼れは又、細民窟を以つて傳染病の中心地にして、又恒に腐敗墮落の源泉たるものと觀る。

著者は貧民を分つて、救貧院に住む者(希臘語に所謂 *ptochotropheia*)、公然施捨を求むる者及び各々自己の家に在つて能ふ限り其の窮迫を忍ぶ者の三種と做す。彼れは進んで、貧窮者の精密なる調査を行ふの必要を述べ、其の方法を述べ、萬人悉く自己の麵麩と必要品とを取得す可きことは神の意志なり。規律正しき家族に於けると等しく、秩序整然たる都市に於いても亦、懶惰は斷じて許さる可きに非ず。健康と年齢とは顧慮せられざる可らず。病氣及び虚弱を裝ふ者に注意し、醫師の意見を徴して、這般の欺瞞を處罰せざる可らず。異郷民を彼れ等自身の都市に送り歸す際には、彼れ等に其の旅行用の食物を供給することを怠る可らず。我が都市の人民は彼れ等が何等かの職を知るや否やを問はる可きものなり。何等の熟練をも有せざる者は、彼れ等にして適當なる年齢のものならんには、若し何等の制限も存せざれば、彼れ等の最も愛好する所のものを學ばしむ可く、然らざれば、之れに類するものを學ばしむ可きなり。即ち例へば衣類を縫ふこと能はざるものには粗末なる大長靴を縫はしむるが如し。若し其の人にして稍や年老いたるか、又は餘りに低脳なりとせば、更らに容易なる仕事を與へ、最後には穴掘り、水汲み、掃除、手車推し、門番、使丁、文遣ひ、繼立馬の御者等の如き、何人と雖も、數日にして學び得らるゝものを以つてす可きなり。賭博、淫佚、奢侈、貪慾等の不名譽にして卑賤なる所業によりて零落せる者は、洵に何人と雖も、餓死せしめらる可きに非ざるが故に、食

第二十五卷 (一三) 近世初期の失業対策と就業権論



を與へらる可きも、而も更らに不快なる業務と更らに少量の食物とを割當てらる可く、斯くて彼れ等は他に對する懲戒の實例となり、又自ら過去の生涯を悔恨するの助けともならん。

グイヴェイスの見る所を以つてすれば、總べて是れ等の人々の使傭せられ得る仕事は不足を告げつゝあることあらざる可し。アルモンチエールの毛織物業者、洵に又、大多數の手工業者は人手の不足を歎じつゝあるなり。ブールデヱヅの絹織物業者は單に絲卷を廻すが爲めに一定數の男兒を雇傭し、之れに對して彼れ等の食物の外、一日一人一スツイヴェル内外を支拂はんとするも、而も此の仕事を受けんとする者を看出すこと能はず。蓋し彼れ等の親達は、彼れ等が乞食によりて更らに多くの貨幣を持ち歸ると稱しつゝあるが爲めなり。然も自ら職を得ること能はざる者の中より一定數を公共の名に於いて各個の手工業に割當つるを得可し。若し或る者が其の職業に於いて充分に進歩を見たりとせば、彼れをして仕事場を開かしむ可し。斯くの如き人々、並びに又、市の當局によりて一定の見習者を割當てられたる親方は、聖俗の彫像、被服、排水渠、溝濠、建物等の如き、國家が其の

公の資格に於いて使用する極めて多數の物件、並びに又、救貧院によりて必要とせらる可き物件に對して仕事を引受くるを得可し。

著者は更らに語を進めて曰く、其の當時に於いて親方をも家庭をも有するの見込なき者は一定の慈惠院に於いて辛じて生命を支持し得るだけのものを給與せらる可し。而も彼れ等をして閑暇に乗じて、懶惰の習慣を得せしめざらんが爲めに、彼れ等は其の間に於いて遊惰なる可きに非ず。救護所に於いては、雄蜂の如く、他人の汗に生活して同所を離れざる強健者は、彼れ等が其の創設者に對する血縁關係其の他によりて此處に止まるの權利を有するに非ざれば、驅り出されて仕事に着かしめらる可きものなり。盲人と雖も適當なる業務を與へらる可し。病人に對しては、美食を與ふるは不可なるも、而も充分なる食物を與ふ可し。人間の最も貴重なる所有物たる理性の回復は最も重要事なるを以つて、狂人の取扱には大なる注意を拂ふ可し。病人にして回復したる時は、勞役に堪ふる自餘の者と等しき待遇を受く可し。自己の家庭に止まれる窮迫者にして若し彼れ等の所要が其の勞作によりて取得せる所のものを超過することを明かにするを得ば、必要なる

の觀ある高は補給せらる可し。ヱイツェイスは又貧兒の養育に重きを置けり。然れども這般の施設に對する諸經費は如何にして支拂はる可きか。著者の意見に據れば、勞役に堪ふる者に對して仕事が見出されたる時は、救護所の収入は、管だに救護所内に生活する者に對してのみならず、外部に在る者の間に分配せらるゝに充分なる可きものなり。蓋し凡ゆる都市に於ける救護所の資源は、其の使費正しきを得んか、總べて市民の平常及び非常の窮乏の救済に對し、又危急に對して充分なる可しと聞くが故なり。富める救護所は其の餘剰を貧しき救護所に賦與す可し。貧しき救護所自身が之れを必要とせざれば、彼れ等をして這般の過剰を隠れたる貧民に賦與せしむ可し。ヱイツェイスは一都市に於ける富める救護所及び富める個人は其の収入の過剰を必要の更らに大なる近隣の地方若しくは遠隔の地方にすら送付す可きものと説く。若し是れ等の資源にして充分ならずとせば、并は遺贈により、教會に於ける寄附金箱により、又、都市が饗宴、祭典及び燕樂の如き公經費より節約し得たる所のものによりて補充せらるゝを得可きなり。

ヱイツェイスの「貧民救助論」は一千五百五十五年より同六年に亙りてパールに於いて出版せられたる Nicholas Episcopus 編兩卷本全集の第二卷八百八十九頁より九百二十二頁、一千七百八十二年より同九十年に亙りてヴァレンデアに於いて出版せられたる七卷本全集 (Johannis Ludovici Valentini Opera Omnia, distributa et ordinata in Argumentorum Classes precipuas a Gregorio Majansio, Gener. Valent.) の第四卷四百二十頁より四百九十四頁中に看出さる。本書は同時に佛、西、伊の三ヶ國語に翻譯せられたり。此の書はフランツ・エーヘル (Franz Ehrle) の Beiträge zur Geschichte u. s. w. der Armenpflege, 1881. サーク・ウイリアム・アッシュレー (W. J. Ashley) の An Introduction to English Economic History and Theory, 1894. 並びに前掲サルターの Some Early Tracts on Poor Relief, 1926. 中に紹介せられつゝあり。

## 四

第十七世紀に入るに及び種々なる力は結合して特に貴金屬の供給が一國民に取りて重要な所以を強調せしめたりと雖も、而も開明なるマーカントリストは決して金銀のみ獨り富を構成すと做すの愚を敢てするものに非ざりしこと既に吾人の幾度か論述せる所の如し。『三田學會雜誌』第二十四卷第五號所載拙稿「マ

カ・ンチリズムの重金思想に就いて其の他参照。彼れ等は寧ろ労働を以つて國富の源泉と觀たり。貿易の差額を重視せる彼れ等は、國家が生産を行ふことなくして輸出を持續すること能はざるを見、而して國家的富強を以つて獨り國民的生産の増加によりて能く取得し得べきものと思惟せり。斯くて彼れ等は其の思想體系中に於いて生産的労働に對して極めて重要な地位を與へたり。トーマス・マンは曰く「技術によりて生活する人民は、果實の所有者よりも其の數に於いて遙かに大なるが故に、吾人は國王及び國家に取り、其の最大富強の基礎たる是れ等多數人民の努力を維持するが爲めに一層の注意を拂ふ可きなり。即ち人民多くして、技術優れたる場合には、必ず交易股盛にして、國家は繁榮ならざるを得ず」と。(England's Treasure by Foreign Trade, 1664, p. 31.) 「労働は富の父にして、土地は其の母なり」と做すの定則を以つて、サー・ウィリアム・ペチの創作の如くに言ふ學者あるも、而も斯くの如き思想は寧ろ彼れの時代、即ち第十七世紀の論客に共通なるものと見る可きこと吾人の既に言へるが如し。(前掲拙著七七三—七七七頁)。而して彼れは是れ等兩者の中、労働を以つて遙かに重要なものと觀たり。ジョン・ロツ

クも亦、労働を以つて吾人が此の世に於いて享有する諸物件の價値の最大部分を構成するものと思惟せり。(前掲拙著八八二—八八五頁参照)。

Britannia Languens, or A Discourse of Trade: shewing the grounds and reasons of the increase and decay of land-rents, National wealth and strength, with application to the late and present state and condition of England, France, and the United Provinces, 1680. の著者たる匿名氏は曰く、十分なる金銀財寶の蓄積は人民の勤勉に依るの外、他に之れを取得するの道なきものなりと。斯くて彼れに従へば、人民は實に最主要、最根本的、且つ最貴重な貨物にして凡ゆる種類の製造品、航海、富、征服及び堅實なる領土は之れよりして生ぜしめらるゝを得可し。(Ibid., p. 238.) ニコラス・バアボンは其の Discourse of Trade, 1690. に於て曰く「人民は國家の富及び力なり」と。(Ibid., p. 55.)

斯くの如き思想より、直ちに引かれ得る結論は、勤勉よりも懶惰を欲し、業務に従事するよりも、寧ろ赤貧の境涯に在ることを選ぶ者に對して、労働の義務を強要すると共に、苟も労働するの意志ある者は、之れを無爲の境遇に放棄す可きものに非ずと云ふに存せり。就業權の觀念は這般の思想に培はれて其の發育を觀たるな

## 五

自己の利益を意識せる社會は、進んで其の人民に對して業務を賦與す可きものと觀ぜられたり。此の時代に於ける商業の顯著なる發達も、これによつて誘起せられたる工業の進歩も、遂に失業階級を吸収し盡すことを得ざりき。而して工業の性質の變化は又、這般の災害をして一層大ならしめたり。チャールズ・ダヴェナントの *An Essay upon Ways and Means of Supplying the War*, 1695. の七十六頁と七十七頁の間に綴ぢ込まれたる表の第十二項に據れば、チャールズ二世の末年、即ち一千六百八十五年には、救貧税は六十六萬五千三百六十二磅に達しつゝあるなり。又、同じ人の *An Essay upon the Probable Methods of making a People Gainers in the Ballance of Trade*, 1699. 中に掲げられたるグレイゴリー・キングの計算に據れば、全國の全人口五百五十萬の中、教區の救助を受けつゝある者は一百三十三萬、即ち全人口の約四分の一に達せり。(ibid., pp. 24, 52.)。其の後に起れる凶作、戦争、通商の斷絶は、更らに急激に窮民の數を増加せしめざれば已まざりしが如し。(W. Cunningham, *The*

*Growth of English Industry and Commerce in Modern Times*, pt. i, 1903, p. 572.)。

内亂以後に至り、救貧院を建設し、貧民をして仕事に就かしむるの提案を行へる幾多の小冊子は頻々として刊行せられたり。エス・エッチの首文字のみを署せる匿名氏の *The Parliament's Reformation*, 1646. は、勞働者は就業の權利を有すと做すの信念に基き、總べての失業者に仕事を與ふるの目的を以つて、大麻及び亞麻工場、貧兒の爲めには職業學校、懶惰者及び我儘者に對しては懲治檻たる可き施設を提案せり。彼れ曰く「總べての人は國家の利益の爲めに慎重且つ勤勉に其の身を處す可きものなり」と。(ibid., p. 3.)。同じく一千六百四十六年には、善心に立ち歸れるエリザベス女王朝の一剽盜が、罪滅しの爲めに、曩きに自己の危害を加へたる公衆に奉仕せんことを希ふの餘りに著したる Stanley's *Remedy: Or, the Way how to Reform Wandring Beggars, Theeves, High-way Robbers, and Pick-pockets: Or, an Abstract of his Discoverie; wherein is shewed, that Sodome's Sin of Idleness is the Poverty and Misery of this Kingdom: By some Well-wishers to the Honour of God, and the Publike Good, both of Rich and Poore.* の出版を見たり。一千六百四十八年には、同様の計畫を主張せる法曹サ



一・ジョン・クック (Sir John Cooke) の *Unum necessarium, or the Poore Man's Case*. 現れ翌四十九年にはピーター・チャンバーレン (Peter Chamberlen) の *The Poore Man's Advocate*. 同六十年にはトーマス・ロートン (Thomas Lawton) の *An Appeal to Parliament concerning the Poor*. の出版を見たり。一千六百七十三年に現れたる小冊子 *The Grand Concern of England explained*. の著者は年々貧民救助の爲めに費さるゝ高を八十四萬ポンドを積算し、而して此の額を以つて單に懶惰者を維持し、勤勉と努力とを阻止するが爲めに使用せらるゝものと看做し、貧民に對して毎週扶持を與ふる代りに老若をして共に亞麻絲及び毛絲を紡ぎ、刷き、梳き、編み、平易なる仕事を行ひ、麻絲製レース又は毛絲若しくは絹レースの製作等の仕事に着かしめんことを提唱せり。(Harleian Miscellany, viii. 524)。而して一千六百八十三年に出版せられたる最高法院長サー・マシュー・ホール (Sir Matthew Hale) の遺稿 *A Discourse touching Provision for the Poor*. も亦同じく貧窮問題の解決を授産所の設立に求めたり。

ホールは其の著を三章に分ち、第一に貧民の救助及び就業を目的せる現行法規に就いて概説し、第二に其の缺點を指摘し、而して第三に之れが救済策を提唱す。

彼れは乞食及び貧窮に對する唯一の根本的救済策として授産所の設立を唱道し、這般の目的の爲めに諸教區を連結せんことを主張す。(That the Justices of the Peace at the Quarter Sessions do set out and distribute the Parishes in their several Countries into several Divisions, in each of which there may be a Work-House for the common use of the respective Divisions, wherein they are respectively plac'd, viz. one, two, three, four, five or six Parishes to a Work-House, according to the greatness or smallness, and accommodation of the several Parishes.) (Ibid., p. 9.)。斯くの如き手段に據りて國民の富は増加し、製造業は進歩し、而して人は皆、彼れ自身の麵麩を食するの能力あるに至らしめらる可し。英國は和蘭、フランス及びバーバドースと等しく、其の人口の大なることを以つて其の富の増加に資せしむるを得可きなり。斯くの如き手段に據りて、懸がて國內の必要なる消費に對し、又輸出に對して國內の諸製造業の改良を見るに至る可く、其の結果として英國の輸出貿易は輸入貿易を超過し、輸出超過は、常に自國の貨幣を國內に保留するのみならず、其の増加を得せしむる唯一の手段にして、斯くて又自國の眞富 (the true intrinsic Wealth of the Kingdom) を増進す。(Ibid., pp. 12-13.)。

即ち吾人は爰に救貧問題が貿易差額の見地より考察せられたるを觀るなり。而して第十七世紀後半期に於ける幾多の論者は、一定部門の工業に貧民を使傭し、國産の奨励によりて輸出額を大ならしめ、輸入を抑制して、國富の増加を圖らんとせり。サッセックスの紳士リチャード・ヘインズ (Richard Haines) の Proposals for building in every County a Working-Alms-House or Hospitals; as the Best Expedient to perfect the Trade and Manufactory of Linnen-Cloth, 1677. は各州に其の廣表又は人口に従つて、一定の大きさの授産救貧所を設立し、貧民を持続的にリンネル工業に使傭す可きことを主張せり。(Ibid., p. 2)。著者は是れに由りて三重の利益を招來す可きことを確信するものなり。第一に、英國民は、晩近彼れ等に年々一百万以上を費さしめつゝあるリンネルに對し毎年國外に放出するに等しき貨幣を節約するを得可し。第二に、單に絲捲車より卷輪若しくは麻屑を引くか若しくは之れに類する輕易なる仕事を行ひ得る男女及び兒童は急速に使傭せられて、教區の負擔たらざるに至るを得可し。斯くて王國內の如何なる教區と雖も、獨り甚しき老年又は嬰兒の場合を除きては、之れを扶養するの負擔に脅さるゝことを免るゝを得可し。而して

是れ等兩者の場合と雖も、前者は臆がて死し、後者は幾許ならずして仕事に従事するを得るに至り、長く其の負擔たることあらざる可し。而して第三に、英國を通じて多くの土地は、大麻亞麻等の播種によりて著しく利用の度を高めらる可し。(Ibid., p. 3)。

ジェームズ一世の治下に於いて、商務委員會は一千六百二十二年イーストランド商會 (Eastland Company) が會つては亞麻及び大麻を多量に輸入し、是れに由つて多數の人民に之れを梳き、之れに加工するの仕事を興へたることを報告し、而して彼れ等は今や商人等が之れに代へて精製品を輸致し、該製造業を衰微せしめたることを愁訴せり。(Thomas Rymer, Foedera, Conventiones, Literae, et cujuscunque generis Acta Publica inter Reges Angliæ et alios quosvis Imperatores, Reges, Pontifices, Principes, vel communitates, ab ineunte Saeculo Duodecimo, viz. ab anno 1101, ad nostra usque Tempora habita aut tractata, XVII. 410)。殆んゞ王政復古直後に於いて、國産を奨励し、外國リンネルの輸入を阻害するを目的とせる一法案の通過を見たり。斯くの如き時に當りて、前掲小冊子の著者ヘインズは、一人の労働者が能く一百の人々をして同時に紡がしむ

可き五十の紡車を廻すことを得て、紡ぎ手は單に絲捲竿より卷絲を引くが爲めに  
双手を使用するの外、何事をも爲すを要せざるの仕組並びに五十人の勞働者が一  
打をも加ふることなくして、一百人が二日に行ふに等しき大麻を一日に打つこと  
を得可き機關を發明せるなり。(Haines, Proposals, op. cit., p. 4)。紡手等が此の紡績  
機關の援助を受くることなくして、一日六ペンスを取得するに等しき容易さを以  
つて、彼れ等が其の援助によりて、一日九ペンスを取得し得るものとせば、五十二の  
授産所の各々に於ける僅に一千の紡手は、一ヶ年内に十六萬三千九百六十八ポ  
ンド以上の高を獲得することゝ爲る可し。(ibid., p. 5)。英國内に於ける凡ゆる教區  
は平均一ポンドに就き十二ペンスに相當する額に於いて貧民、乞食等を救助する  
ものとせば、年々貧民に對して一百ポンドに就き五ポンドを支拂ふことゝなる。  
而して彼れ思へらく、今若し年々這般の救貧所建設の爲めに一百ポンドに就き五  
ポンドを支拂ふものとせば、其の貧民の半數以上は、凡ゆる他の仕事には適せざる  
も、而も宜く此の救貧所に移され得可き兒童、婦人及び老朽虛弱の人々より成るが  
故に、其の負擔の半ば以上は將來除去せらる可く、洵に多數の教區は殆んど扶養す

可き貧民を有せざるに至る可し。(ibid., pp. 5-6)。

ケインズは又、翌七十八年 A Model of Government for the Good of the Poor and the  
Wealth of the Nation, with such a Method and Inspection, that Frauds, Corruption in Officers,  
Abuses to the Poor, ill Administration of Materials, & c. therein, may be prevented; the stock  
rais'd and preserved; all poor people and their children for ever comfortably provided for; all idle  
hands employed; all oppressed parishes eased; all beggars and vagabonds for the future restrained;  
poor prisoners for debts relieved, and malefactors reclaimed, to their own comfort, God's glory,  
and kingdom's wealth and honour. を著して其の授産所の計畫を主張し、四歳以上の貧  
民をして、著者自身の發明に係る前記器械の助けに依りて、亞麻紡績を行はしむ可  
きことを提議せり。彼れ曰く「斯くの如き方法に據りて、全國民は忽ちにして、世界に  
於ける如何なる國民も吾人を凌駕すると能はざる底の優秀有利なる産業方法を  
習得するに至る可し」を。(ibid., p. 5)。彼れは更らに其の翌七十九年 A Method of the  
Government for such Public Working-Alms-Houses as may be erected in every County for bringing  
all Idle Hands to Industry. を出し、越えて八十一年 England's Wealth and Prosperity proposed.

を公にせり。彼れは此の最後の著書に於いて、英國は羊毛の輸出に由りて國益を害しつゝあるも、而も勞働不足の爲めに國內に於いて之れに加工すること能はざるが故に、國民の利益は凡ゆる懶惰者をして強制的に勞働せしむることを要求する旨を主張せり。彼れは其の提唱せるが如き授産所の存在せざるが爲めに、加工せられずして輸出せらるゝ每一百ポンドの羊毛に就き英國に取り一千ポンドの損失あるものと觀る。而して其の羊毛の價值を十倍ならしむるを得可き者は他人の負擔に依りて徒食しつゝあるなり。(Ibid. p. 9)。

而して又、How to advance the Trade of the Nation, and employ the Poor. (出版年月不明)の著者ダブルユー・ゴッフ(W. Goffe)及び其の他の人々は貧民を漁業に使備す可きことを主張せり。吾人が曾つて本誌上に於いて紹介せるアンドリュー・ヤラントンは又、亞麻及び鐵の二工業を發達せしむるに由りて、英國内に於ける一切の貧民に就業の途を與ふるの策を提唱するものなり。(三田學會雜誌第十四卷第六號所載拙稿「アンドリュー・ヤラントンの經濟論參照」。

## 六

ヤラントンのEngland's Improvement by Sea and Land.の第一部が刊行せられたる翌年、即ち一千六百七十八年を以つてトーマス・ファミン(Thomas Firmin)のSome Proposals for the employing of the Poor, especially in and about the City of London. And for the prevention of Begging, a practice so dishonourable to the Nation, and to the Christian Religion. In a Letter to a Friend, by T. F.は出版せられたり。ファミンは一千六百八十一年前掲書中に收められたる主要の點を挿入してSome Proposals for the employment of the Poor, and for the prevention of Idleness and the Consequence thereof, Begging. A Practice so dishonourable to the Nation, and to the Christian Religion. In a Letter to a Friend by T. F.を出せり。兩書共に「帖撒羅尼迦後書」第三章の「我れ等汝等の中に在りし時、人若し工を作すことを欲まず、は食す可らずと汝等に命じたり」並びに「以弗所書」第四章第二十八節の「盜みをする者、復、盜みを爲るなかれ、寧ろ貧しき者に施さん爲めに勵みて手づから善き工を作す可し」を題句として掲げたり。

ファミンは是れ等の書中に於いて、彼れがリンネル製造業に貧民を使備するの目的を以つてオルダースゲートの教區に設立せる授産所の經驗に就いて物語る。



總べての貧民は此處に來りて亞麻を受取り、而して彼れ等が之れを紡ぎたる時、彼れ等は之れを同所に持參し、之れに對して其の貨幣を收受するなり。是れに由りて或る者は、彼れ等が彼れ等の他の必要なる業務より免れ得たる時間に於いてのみ勞作して一日三ペンスを取得し、或る者は四ペンスを取得せり。ファミンは這般の經驗に據りて、英國の貧民に對して備へ、彼れ等をして勞働せしむ可き唯一の途は彼れ等が其の自宅に於いて行ひ得可き仕事を彼れ等の爲めに準備するに在ることを認めたり。而して彼れは種々なる人々によりて提案せられたる、貧民を公設授産所に輸致する方法を以つて、斷じて所期の目的を成就すること能はざるものと思惟せり。蓋し、或る婦人が病夫若しくは病兒を有するか、若しくは彼女自身虛弱なる場合には、彼の女は家庭に於いて一定の仕事を、行ふことを得可きも、而も自宅を離るゝこと能はざるが故なり。而して縦し斯くの如き事故が生ずることなしとするも、長く公設授産所に於いて勞作するの念を有する者は極めて尠少なる可し。彼れ曰く、洵に浮浪者及び頑健なる乞食の如く、住所を有することなく、又、恰もガリイ船の奴隸人夫 (Gally-slaves) が其の櫓に括り附けらるゝが如く、其

の仕事に固着せしめらるゝを要する者に對しては、這般の公設授産所は極めて必要なり、而して余は吾人が是れ等の公設授産所を更らに多く有し、又、既存のものは、其の最初に計畫せられ目論見られたる這般の目的に使用せられんことを欲す。然れども、貧民中、自己の住所を有し、彼れ等の居住する教區に於いて一般に知られ、而して家庭に於いて勞作する者に對しては、之れを強制して公設授産所に入らしむるは、余の意見に於いては、全然不合理且つ不利益なり」と。(Ibid., ed. 1678, pp. 4-5; ed. 1681, p. 11.) 著者は又、貧民に滿てる各教區に於いては、貧兒に仕事を教ふるが爲めに「授産所の性質を有する學校」(a School in the nature of a Work-house)を設立して、單に紡績のみならず、其の他、靴下編み、絹絲捲き、レース作り、輕易なる仕事等、尙も兒童の行ひ得る凡ゆる仕事を貧民に教ふ可きことを提案す。(Ibid., ed. 1678, pp. 5 ff.; ed. 1681, pp. 2 ff.) 彼れは更らに救助の事業を行ふが爲めに、教會委員 (Church-wardens)の外に「貧民の父」(Fathers for the Poor)なる名譽ある稱號を與へらる可き、誠實と地位とに於いて共に最高の名譽を有する他の一定の人々を指名す可きこと、並びに和蘭に於けるが如く、老人を收容するが爲めに授産所を設立す可きことを

主張せり。(ibid., ed. 1681, pp. 29-30.)

オルダースゲートに於けるファミンの授産所は長く其の繁榮を持續すること能はざりしが如し。彼れは這般の計畫の爲めに多大なる損失を蒙り、一千六百九十年、之れをリンネル工業の特許權所有者に引き渡し、彼れは其の監督に任命せられたるが、彼れ等の不成功の爲めに、彼れは約定せられたる給料をすら受くることを得ざりき。是に於いて乎、彼れは再び之れを自己の手中に收めて漸く收支相償ふに至らしめたりと傳へらる。(cf., The Life of Mr. Thomas Firmin, late citizen of London.

Written by one of his most intimate acquaintance. With a sermon on Luke x. 36, 37. Preached on the occasion of his death, 1698, reprinted 1791; Sir Frederic Morton Eden, The State of the Poor: or, An History of the Labouring Classes in England, from the conquest to the present period, vol. i, 1797, pp. 202-214; Art on "Firmin" in Palgrave's Dictionary of Political Economy, vol. ii, 1910, pp. 84-85.)

單にシェー・エフとのみ署せる匿名氏の The Golden Fleece; or Old England Restored to its Old Honest Vocation, 1679. は輸出の目的を以つて國內の羊毛に加工する公施

設を行ひ、之れに依りて貧民救恤の負擔を免れ、乞食階級の性質を改むるのみならず、又、英國民をしてフランダー人、佛蘭西人及び其の他の者よりも廉賣することを得て、世界市場に於ける競争者の地位を覆し、巨額の貴金屬を輸入するに至らしむ可きことを主張せり。(ibid., pp. 6-8.)

而して彼のチールズ・ダウ・エナントに至りては、其の An Essay on the East-India Trade, 1697. に於いて、救貧法を以つて、明かに懶惰及び乞食を養成するものにして、眞に普く一切の英國製造業を滅ぼす可き害惡なりと觀たり。而して彼れは立法部が賢明なる法規を制定し、各教區に仕事場を建設し、勞働能力ある貧民を驅つて仕事に就かしむ可きことを勸告せり。彼れは英國内に於いて救濟を受けつゝある人民の數を一百二十萬と積算し、僅かに其の半數のみを就業せしめ得可しとせば、彼れ等は自己の勞働に依りて、自己の食料の外に、國家に對して、各自二十シルリング、少くとも年々六十萬ポンドを給付するに至る可きものと做せり。(ibid., pp. 27-28.)

## 七

一千六百九十六年、救貧問題は、今の英國商務院及び植民省の前身たる商務及び

植民委員会に附議せられたり。同年五月以來、其の有給委員の一人たりし當時の最大哲學者ジョン・ロックの手に起草せられたる報告書は、翌九十七年を以つて國王代理(Lords Justices)に提出せられたり。ロックは既に著しく健康衰へ、夏と秋とを除きては、倫敦に滞在することを得ざりしも、而も其の最も勤勉なる一員として活躍せり。此の報告は、編者のノートを加へて、An Account of the origin, proceeding, and intentions of the Society for the Promotion of Industry in the Southern district of the parts of Lindsey, in the county of Lincoln. の第三版に登載せらる。一千七百〇五年ロックの手に成れる一法案、下院に提出せられたるも、通過を見ることなくして終れり。(Eden, op. cit., p. 248.)

其の他同様の問題に關する提案中には、一千六百九十六年にウースターの州奉行を勤めつゝありしジョン・アップルツリー(John Appletree, or Appletree)の提案(Proposals humbly offered by John Appletree, Esq. for the better Maintenance of the Poor of the County of Worcester.)並びに一千六百九十八年に下院に提出せられたるものにして、チールズ・ダヅェナントが其の Probable Methods. 中に登載せる A Scheme for setting the poor to

work. 等あり。

之れと同じき年にエクセターに於いて出版せられたる小冊子に Bread for the Poor. と題するものあり。著者は單に R. D. と署名せるに過ぎざるも、恐らくはデヴォンシェアのリチャード・ダンニング(Richard Dunning)なる可しと推定せらる。著者は、貧民を扶持するの費用が一ケ年四十シルリングより四十ポンドに増加せることを述べ、而して彼れは救貧税大増加の原因四を挙げ、其の第二に怠惰を算へ、人は一度教區の手當を受くるに及んで直ちに懶惰と爲る」と稱し、之れが救済策として、彼れの一千六百八十六年の著中に示されたるが如く、總べて自己の維持に寄與し得る者に對して適當なる職業を興へんことを提案せり。(Eden, op. cit., pp. 249. 250.) 爰に引用せられたる彼れの前著は A Plain and Easie Method, shewing how the Office of Overseer of the Poor may be managed, whereby it may be £ 5000. per annum advantage to the County of Devon, without abating the weekly relief of any Poor, 1685. と題す。彼れは此の書中に於いて、貧民救助を目的とせるエリザベス女王即位第四十三年の條例が大衆をして怠惰不注意ならしめたりと做す、同法に對して放たれたる讒謗を以つて不

當なりと觀じ、洵に同法に據り、教區は彼れ等に給與するの義務ありと稱せらるゝの常なるも、而も其の眞諦は勞働するの意志ある者には仕事を勞働するの意志なき者には刑罰を、又、勞働すること能はざる者には麵麩を與ふるに在りと做し、而して同法の最初の兩部分を嚴重に勵行するによつて之れを救濟し得るものと説けり。(Efen, op. cit., p. 225.)

此の當時、プリストル市の諸教區は合同して、其の貧民に業務を與ふるが爲めに、授産所を設立せり。(7 & 8 W. III. Private Acts, c. 32.)。此のプリストル・アクト通過の後二年、エクセター(9 & 10 W. III. c. 33.)、ミアフィールド(ibid., c. 34.)、ホールチェスター(ibid., c. 37.)、キングズトン・アッポン・ハル(ibid., c. 47.)及びビショップ・ハトリ(ibid., c. 48.)の諸市は、其の貧民に業務を與へ、之れを支持するが爲めに授産所を設立するの許可を受けたり。而して這般の施設は、艦がてリン(12 W. III. c. 6.)、サウズワリ(I Ann. st. 1. c. 34.)、グロスター(I Ann. st. 2. c. 11.)、プリムス(6 Ann. c. 6.)、ノーウマン(10 Ann. c. 6.)及び其の他に普及せり。是れ等公設授産所の模範と爲れるプリストルの其れは、實に同市の商人ジョン・ケリー(John Cary)の努力に負ふ所多かりしが如し。

## 八

ケリーが一千六百九十五年十一月に出版せる An Essay on the State of England, in relation to its Trade, its Poor, and its Taxes, for carrying on the present War against France. はジョン・ロックによりて其の尺牘中に於いて「這般の問題に關するもの」中、余の讀める最良の論述」と稱揚せられたり。此の書の一部を抄録せる A Discourse concerning the East-India Trade shewing it to be Unprofitable to the Kingdom of England, being taken out of An Essay on Trade. は一千六百九十六年に複製せらる。而して此の Essay の新版は An Essay towards regulating the Trade and employing the Poor in this Kingdom. の題下に、一千七百十七年及び同十九年に、更らに A Discourse on Trade, and other matters relative to the 題下に、一千七百四十五年に現れたり。彼れの著書には尙ほ、一千六百九十六年十月二十二日に印行せられたる An Essay on the Coyne and Credit of England: as they stand with respect to its Trade. 同年一月五日附の An Essay towards the Settlement of a National Credit, in the Kingdom of England, humbly presented to the two Honourable Houses of Parliament. もり。



ケリー曰く、英國の利得は元來、國內に於ける其の産物及び製造品、海外に設けられたる諸植民地の物産 (Exports) 沿岸に於いて漁獲せられたる魚より生ず、而して之れが總べては其の人民の勤勉によりて生ぜしめられたるものにして、其の眞の富たると共に、又等しく之れに依つて他の國民と交易を行ふ要具なりと。(An Essay on the State of England, 1695, p. 2; Essay toward regulating Trade, 1719, p. 2.)。彼れは、人民は一國の富なるも、而も开は單に吾人が彼れ等に對して仕事を看出したる所に於いて然るを得るに過ぎずして、然らざれば彼れ等は却つて之れに對して重荷たらざるを得ざるものと思惟せり。(Essay toward regulating Trade, 1719, p. 48.)。而して彼れは「國家にして其の人民の勞働が其の富たることを知るに至れる時、开は吾人を促して働くことを得る總べての者を働かしむるの方法を看出さしむるなる可し」と説けり。而して彼れの意見に據れば、开は斯く多くの人々が無益無用なる業務に向つて去るを阻止し、而して斯く多數の怠惰なる人々が乞食によりて支持せらるゝを防止するによりて行はれざるを得ざるなり。(Ibid., pp. 83-84.)。

チャールズ・ポヴェー (Charles Povey) も亦其の The Unhappiness of England, 1701. 中に

於いて、貿易は落潮の極に達し、國內の現金の多くは一部少數者の手に吸收せらるゝか、若しくは他の目的に利用せられ、而して其の間に於いて貧民は自己を仕事に就かしむ可き資本 (wherewithal) を有することなきを慨し。(Ibid., p. 51.) 授産所の計畫を立て、是れに依りて國家をして貧民救恤の負擔を免かれしむると共に、自國の貿易差額をしてフェヅラブルならしむるに資せしめんとせり。(Ibid., pp. 55-57.)

ジョン・ミラーズ亦其の一千七百十四年の An Essay toward the Improvement of Physick in twelve proposals. に附せられたる An Essay for Employing the Able Poor. に於いて、國內に七百萬の人民ありと假定し、而して十四人中の一人、即ち五十萬の男女及び兒童は仕事を欲せざるか、若しくは之れを缺くものと看做し、是れ等の人口が平均一人一日六ペンスを取得し得可きものと考ふる時は、國家の失ふ所は一日一萬二千ポンドに達す可きものと積算し、貧民の不幸を救ふと共に、這般の國家的損失を免るゝが爲めに、授産所の設立を唱道せり。(Ibid., p. 40.)。彼れの計畫は僅かに相違せる形態に於いて其の幾多の小冊子中に表明せられつゝあり。

## 九

然れども斯くの如き授産所の施設をして經濟上有利に經營せしむることは決して容易なる事業にはあらざりき。一千七百十四年には、前掲ブリストルのコオポレーションは其の基金の全部を失ひて非常なる經營難に陥れり。産業組織が益々進歩し、生産技術が益々發達するに連れて、這般の困難は次第に大と爲らざるを得ざりき。而も猶ほ、此の計畫の主張者は之れが爲めに其の銳氣を挫かるゝことなかりき。

ローレンス・ブラッドン (Lawrence Braddon) の An Abstract of the Draught of a Bill for Relieving, Reforming and Employing the Poor. は一千七百十七年に刊行せられたり。彼れに従へば、勞作せんことを意圖しつゝある英國庶民の何人と雖も仕事目を無爲に過すの已むなきに至らしめらるゝことなく、性の如何を問はず、能力の如何に拘らず、苟も勞作の意志ある者をして其の受容せられ使傭せらるゝ所を知らしむるは正に國家の利益なり。而して仕事なきも、働くの意志なき貧民は適當なる獎勵によりて説服せらるゝか、若しくは容赦なく強制せらる可きものなり。(Ibid., p. vii.)。而も貧民に仕事を與ふるに際しては、他の勤勉なる貧民より其の仕事若しくは賃

銀を奪ふことなからしめんが爲めに大なる注意を拂はざる可らず。主として貧民は、唯一の金銀増加策たる自國の輸出高を増進すること最も確實なる可き方法に於いて使傭せらる可きものなり。(Ibid., p. xi.)。

ブラッドンは有利なる貿易の差額を生ぜしむるの必要を反復し、是れを以つて英國商人が世界の市場に於いて外國の商敵よりも低廉に販賣し得るの能力に依頼するものなりと主張し、更らに斯くの如きを以つて勞働貧民を其の能力の限度まで使傭するに由りて成し遂げ得る所のものと思惟し、而して這般の目的に従つて懶惰者を植民地に移住せしめ、此處に其の集團を彼れ等の半數の勞働によりて生存せしめ、是れに由りて多量の勞働を解放して之れを輸出貨物の生産に使傭せんことを提唱せり。彼れの思惟する所に據れば、斯くの如き財貨は國民をして何物をも費さしめたるものに非ず、斯くて又商人に對して其の輸出を保證して給與せらるゝを得可きものなり。而して彼れは、斯くの如くして生ずる有利なる貿易の差額より結果し來る利得が國債を返還し、租税を解除し、而して救貧税を廢除す可きことを期待せり。這般の計畫を完成するが爲めに、貧民の兒童を感化して將

來に於いて勤儉力行の人口を作り出すが爲めに各植民地に産業學校の施設を唱道す。彼れは、其の提唱せる授産所に於いて着實且つ丹念に教育せられたる後に於いては、英國人の間に生まる可き凡ゆる貧兒は、大ブリテンに取り五十ポンド以上の價值を有せしめらる可きものと觀たり。(Ibid., p. xv; Edgar S. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism*, 1920, p. 94.)

ブラッドンは更に一千七百一十一年に *Particular Answers to the most Material Objections made to the Proposal for Relieving, Reforming and Employing the Poor of Great Britain.* を出し、其の翌年には *To Pay Old Debts without New Taxes by Charitably Relieving, Politically Reforming and Judiciously Employing the Poor.* を公にせり。彼れに従へば、一國民の富と力とは其の輸出が價值に於いて其の輸入及び消費を超過せると同一の割合に於いて増加す。而して輸出せらる可き總べての物は天然のものなるか、又は製造せられたるものなるかの孰れかなり、而して是れ等のもの、孰れと雖も、貧民の労働なくして取得せられ、若しくは輸出せらるゝこと能はず。是に於いて乎、英國は富國の因をなせる其の外國貿易の増加を、貧民に負ふものなり。(後書 p. vi.)

## 十

就業權の主張はデューシ・ブレウット (George Blewitt) の *An Enquiry whether a General Practice of Virtue tends to the Wealth or Poverty, Benefit or Disadvantage of a People*, 1725. 中に於いて一層鮮明と爲れり。彼れは、労働者は彼れ等が生産技術の進歩、労働節約方法の發達によりて蒙れる損害に對し、公共によりて賠償せらる可きことを提議し、斯くて其の職を奪はれたる者は、何等かの方法を以つて支持せらるゝの權利を有し、而して社會は彼れ等に業務を與ふるの義務を有することを認めたり。(Ibid., p. 4.)

全篇悉く疑問詞より成るクロインの僧正デューバークリーの奇書 *The Querist*, containing *Several Queries, Proposed to the Consideration of the Public*, 1735. 中には「果して人間の労働が富の眞源泉なりとせば、賢明なる國家に於いては、懶惰は就中特に防止せられざるを得ざるの結果とはならざるや否や」(Ibid., qu. 42—Miscellany, containing *Several Tracts on Various Subjects*, 1752, p. 123.) 「一時的隷屬は怠惰及び乞丐に對する最良の治療法に非ざるや否や」(Ibid., qu. 382.) 「社會は自ら仕事を看出すこと能はざる

るか、若しくは看出すの意志なき者を働かしむるの権利を有することなきや否や」(Ibid., qu. 383—Miscellany, p. 160)の章句の包含せられたるを見る。即ち彼れは懶惰者に對して勞働の義務を説くこと最も嚴烈なるものなり。

斯くの如き時代は又、有名なる小説家、劇作家たると共にミドルセックスの治安判事たりしヘンリー・フィールドング(Henry Fielding)をして其の「An Enquiry into the Causes of the late Increase of Robbers, etc., with some Proposals for Remedying this Growing Evil, 1751. 並びに A Proposal for making Effectual Provision for the Poor for amending their Morals and rendering them Useful Members of Society. To which is added a Plan of the Building Proposed, with proper Elevations, 1753.」を著せしめたり。

彼れ曰く、一社會の力と富とが人民の多數に存すとは政治學上に於いて公理の效力を取得せる主張なり、而も斯くの如きは、其の社會が其の數多き人民をして全體の利益に貢献せしめ得可く組織せらるゝことを假想す、即ち其の反對の場合にして想像せられ得たりとせば、換言すれば、其の人民の大部分が公益に貢献することなくして、却つて自餘の同國人の上に無用にして堪へ難き負擔として存す可き

一國家を自己の腦裡に描くことを得たりとせば、上記の準則と恰も反對のものが眞たる可きが故なりと。(Enquiry, p. 1.)。彼れは貧民を分つて(一)勞作すること能はざる者(二)勞作することを得、又勞作せんとしつゝあるもの(三)勞作することを得るも、勞作するの意志なきもの、三種とす。而して彼れは第一種の貧民を以つて其の數極めて尠なきものと看做し、彼れ等の扶持を私的慈善に委し得るものと考へたり。彼れは、第三種の貧民の爲めに備ふるを以つて、エリザベスの條例及び其の後に制定せられたる諸法の主たる目的たるの觀あるものと觀、而して斯くの如き目的が達成せられざりしは、立法部が全事業を救貧事務官(Oversights)に委ねたるより發するものと思惟せり。エリザベス法は彼れ等が如何に之れを行はざる可らざるかよりも、寧ろ彼れ等が何を爲す可きか(即ち勤勉なる貧民を使傭すること)を彼れ等を説けり。洵に同法は教區税によりて、貧民をして勞作せしむるが爲めに、亞麻、大麻、羊毛、絲織及び其の他の物品及び材料の便宜なる高を調達す可きことを彼れ等に命ず。而も斯くの如きは極めて概括的にして且つ不完全なる指令にして、救貧事務官が如何なる種類の人々なりしかを思ひ見ば、并が嘗つて實行せ



らるゝことなかりしは毫も異とするに足らざるなり。フィルディングは勤勉なる貧民の爲めに仕事を看出すを以つて至難の事業と認むるも、而も开は社會の幸福に取りて無限の休戚を有するの事實を知るが故に、其の不可能に非ざることを希望し、而して彼れは這般の目的の爲めに一の計畫を案出せりと稱す。(Ibid., pp. 47 f.)

フィルディングは貧民中の最多數の部類、即ち働くの力あつて、働くの意志なき者に關しては、法は彼れ等を驅つて勞作せしむるが爲めに合宜なる規定を備ふるを怠りしものに非ずと做すの意見を有せり。爰に彼れは凡ゆる失業者を強制して徒弟若しくは従僕たらしむる他のエリザベス法に關説せるなり。(5 Eliz. c. 4.)。英國憲法は「貧民が提供し得る唯一の勤務として其の勞働を強要するの權利を有す」(Enquiry, p. xv.)。斯くの如き思想は又、此の著者をして怠惰者が一定の賃銀率を以つて勞作せしめらる可きことを主張せしめたり。治安判事に賃銀率を定むるの權能を賦與するの條例は、其の主人の利益たるに等しく、又、勞働者の利益たるものなり。勞銀の低減は勞働者に取りては更らに永續的なる就業を確保するに由り、

又國家に取りては更らに一層其の外國貿易を擴張するに由りて利益と爲るものなり。(Ibid., pp. 57, 59.)。彼れ曰く「汝等の隨意に勞作し若しくは勞作せざるの自由を有すると、汝等が勞作す可き價格の絶對的指定權を有するとは同一事には非ざるか。洵に、庶民の怠惰は此の自由に歸せらる可きもの大なり、是れ等のもの、大多數は、彼れ等にして若し其の勞働の法外なる價格を強請することを得ざれば、無爲の状態を持續するなる可し」。(Ibid., p. 61.)。

フィルディングは更らに五十三年の前掲小冊子に於いて、彼れが先づミッツルセック州に於いて實施せられんことを提議せる計畫を叙述せり。此の著の要旨は之れをイーデンの The State of the Poor 中に看出すを得可し。(Ibid., vol. 1, pp. 322 ff.)。吾人は以上諸家の所説に従つて、人民の勞働を以つて國富の源泉と看做したるマーカンチリストが、主として商人的見地に立ち、貧民の勞働を搾取して、國産を發達せしめ、輸出を増加し、輸入を抑制し、金銀の流入を誘致し、以つて國家を富強ならしめんことを意圖せるを觀るなり。

## 十一

吾人は本篇の最初に於いて、初期の圍繞が小農民及び労働者より彼れ等の土地の使用に關する法律上及び慣習上の權利を奮ひ、多數の人民をして或ひは浮浪無頼の境涯に陥らしめ、或ひは田園を去つて都市に移住するに至らしめたることを述べたり。然も猶ほ村民及び地方労働者の多數は第十八世紀に至るまでは、薄弱ながら土地に對する一定の權利を失ふことなかりき。而も夙に第十七世紀に於て耕作改良の目的を以つて共用地の圍繞を唱道せる多數論者の聲は聞え、又、事實上開圃及び未開墾地の圍繞は徐々に行はれつゝありしなり。第十八世紀の英國經濟學史上に於いて重要な地位を占むるジョシフ・マッシー (Joseph Massie) は、エリザベス朝の救貧條例を以つて其の救治せんことを企圖せる病患の主要原因なりと看ると共に、又、貧民の増加を以つて大農圃の發達、共有地の圍繞に求めたり。彼れは災禍が常に必ずしも、罹災者の怠慢より生ずるに非ずして、往々にして其の不運より發するものなることを認めたり。彼れは圍繞の借地農に對する結果のみならず、新たなる製造業發達の傾向も亦、貧民を其の自然にして確固たる基礎、即ち土地より引き離し、人爲的にして動搖しつゝある根據、即ち交易に移らしむるに資

するものと觀たり。(The Real Strength doth not consist in the Number of Men who live there but in those who Defend it; and the Source of that astonishing Disparity between the One and the Other in England, is Removing multitudes of people from our natural and fixed Basis, Land, to the Artificial and Fluctuating Basis, Trade.—Plan for the Establishment of Charity Houses, 1758, p. 69.)。而して彼れは労働者が仕事を與へらるゝか、然らずんば救濟せらるゝの權利を認めたり。(ibid., p. 112.)。(前掲イーデンの大著中に於いて、表題を掲げずして、單に「ジョームズ・マッシーによりて著されたる小冊子」を稱して、簡単に紹介せられつゝあるものは恐らく、此のジョシフ・マッシーの Plan for the Establishment of Charity Houses. を意味するものなる可し。Eden, op. cit., p. 329.)。

第十八世紀に於ける圍繞は此の小冊子出版の時代、即ち凡そ一千七百六十年の頃よりして特に大なる刺戟を與へられたり。第十八世紀後半に於ける工業及び商業の革命的變化と同時に、之れに劣ることなき革命的改變は又、農業の上に生じつゝあるなり。圍繞せられたる地方に於いて生計を得ること能はざるに至りたる小農民の多數は都會に引かれて、新興の工場に勞作する賃銀労働者と化せり。

新耕作法は資本の抛下と企業的經營とを要するものにして、小農民は到底之れと  
韻頑することを得ざりき。圍繞法の法律上、其の他の費用圍墻、其の他の經費は郷  
士及び其の他の小地主の多くを凋落せしめたり。價格動搖の世界に於ける市場  
生産も亦、彼れ等の資力と知力とに適せざるものなりき。此の階級の多くも亦、其  
の獨立の地位を維持すること能はずして、都市に於ける新興工業に其の身を投ず  
るに至れり。工場制工業及び大規模生産の發達によりて生じたる家内工業の衰  
頹は亦、小農民より其の副業の多くを奪へり。斯くの如くして土地所有權及び借  
地權の安全を奪はれたる地方人口は實に近世的資本主義の要求せる自由無産勞  
働階級なりき。爰に地方農民の都市産業軍補充は始まる。而して資本的企業の  
世界は又、經濟的恐慌及び不景氣の殆んど週期的に襲來する世界と爲せり。是れ  
に由つて又、新たな失業群は産出せしめられざるを得ず。爰に解雇による賃銀  
労働者の仕事の停止並びに他に業務を看出すの困難より生ずる現代の失業問題  
は生ぜざるを得ず。而して吾人は爰に又、新たな労働權の提唱を見ずんば己ま  
ざるなり。

(昭和五年十二月稿)。

## 貨幣數量説と貨幣本質觀との論理的關係

萩原吉太郎

### 序論

本稿の要旨

### 第一節

定義

分類

### 第二節

需要供給の法則と素材價值學説

需要供給の法則と機械的數量説と生産費説

### 第三節

機械的數量説と倣徵主義

機械的數量説と職能價值學説